

調節池等の維持管理について(国土交通大臣宛て)

指摘の背景となった適切な維持管理が実施されていない調節池等に対する国庫補助金等交付額(支出)

1 7 8 5 億 1 4 4 4 万円

1 調節池等の概要

国土交通省は、河川法等に基づき、河川について、洪水等による災害の発生が防止されるよう総合的に維持管理することにより、公共の安全を保持することなどを目的として河川整備を行っている。そして、河川管理者である都道府県及び政令市並びに流域の市区町村（以下「都道府県等」という。）は、総合的な治水対策の一環として、保水及び遊水機能の確保のため洪水等の量から貯留する必要のある計画貯留量を定めて、その計画貯留量が確保されるように、調節池や流域貯留浸透施設（以下、これらの施設を合わせて「調節池等」という。）を調節池整備事業や流域貯留浸透事業（以下、これらの事業を合わせて「調節池整備事業等」という。）により整備している。

調節池については、集中豪雨等の出水による河川の流下能力を超える洪水を、川面より低い越流堤部分から流入させて築堤等により築造された池に一時的に貯留する施設であり、その点検等の維持管理は整備した都道府県等により実施されている。また、流域貯留浸透施設については、学校のグラウンドや公園の窪地等の低地を活用して、周囲堤を設置することなどにより、学校や公園の敷地に降る雨水をその低地内に一時的に貯留又は浸透させる施設であり、一般的にその点検等の維持管理は、整備した都道府県等と学校等の管理者（以下「公共施設等の管理者」という。）との間で管理協定を結ぶなどして、公共施設等の管理者により実施されている。

国土交通省は、平成20年9月に、北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に対して、調節池等について、都道府県等が管理マニュアルを整備し、これを各施設に適用して、適切な維持管理を行うよう「調節池、流域貯留浸透施設の適切な管理について」（以下「20年通達」という。）を発している。そして、同省は、都道府県等が管理マニュアルを整備する際の参考として、①調節池等の堤防高等の諸元を記載した施設台帳を整備すること、②出水期前に調節池等の破損、陥没や土砂の堆積等の状況を点検すること、③点検結果を記録した点検表を作成することなどが記載されている標準的な管理マニュアル（案）を作成し、21年1月に、地方整備局等に対して、都道府県等に周知するようこれを提示している。

2 本院の検査結果

14都道府県及び40市区町が維持管理を行っている調節池94施設、事業費計5471億2046万余円（国庫補助金等交付額計2415億3529万余円）、流域貯留浸透施設407施設、事業費計597億9586万余円（国庫補助金等交付額計86億6456万余円）、計501施設、事業費計6069億1633万余円（国庫補助金等交付額計2501億9985万余円）を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 調節池等に係る管理マニュアルを整備していないため、同マニュアルに基づく適切な維持管理が行われていないなどの事態

前記のとおり、20年通達等によれば、都道府県等は調節池等に係る管理マニュアルを整備すること

(注1)

とされているが、12都道府県及び14市区は、同マニュアルを整備しておらず、これらが維持管理を行っている調節池等129施設（事業費計3742億0493万余円、国庫補助金等交付額計1749億6078万余円）については、同マニュアルに基づく点検表がないため、施設の破損、陥没等の変状や損傷に係る点検の

(注2)

有無が不明となっているなどしていた。また、2府県及び13市町は、管理マニュアルを整備しているものの、維持管理を行っている調節池等95施設（事業費計99億6850万余円、国庫補助金等交付額計35億5366万余円）について、同マニュアルに基づく点検表を作成しておらず、同マニュアルに基づく点検の有無が不明となるなどしていた。

(注1) 12都道府県及び14市区 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、神奈川、新潟、長野、静岡、高知、福岡、熊本各県、青森、弘前、西東京、横浜、川崎、相模原、静岡、三島、堺、熊本各市、世田谷、中野、北、足立各区

(注2) 2府県及び13市町 大阪府、青森県、札幌、横浜、金沢、岐阜、大阪、八尾、寝屋川、大東、東大阪、四条畷、福山各市、笠松、熊取両町

(2) 流域貯留浸透施設を整備した都道府県等と協議を行うことなく公共施設を増築するなど適切な維持管理が行われていない事態

都道府県等が、校庭等を利用して流域貯留浸透施設を整備した場合には、前記のとおり、一般的に都道府県等と公共施設等の管理者との間で管理協定を結ぶなどしており、公共施設等の管理者は、流域貯留浸透施設に変更を加えるときには、流域貯留浸透施設を整備した都道府県等とあらかじめ協議

(注3)

を行うこととされている。しかし、2市1町が維持管理を行っている流域貯留浸透施設4施設（事業費計1億2410万余円、国庫補助金交付額計4136万余円）については、公共施設等の管理者が、都道府県等と協議を行わないまま敷地内に校舎等を増築するなどして、増築した校舎等に係る雨水を貯留せずにそのまま流出させることにしたため、増築した校舎等に係る雨水が貯留できないなどの状況となっていた。

(注3) 2市1町 札幌、川崎両市、笠松町

3 本院が要求する改善の処置

国土交通省において、総合的な治水対策の一環である調節池整備事業等により整備された調節池等の維持管理が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、調節池等に係る管理マニュアルを整備して、これに基づく適切な維持管理を行うことを周知徹底するとともに、地方整備局等において、都道府県等の維持管理状況を把握すること

イ 都道府県等に対して、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設となっている公共施設等の増築等を行う場合には、事前に十分協議を行うなど適切な維持管理を行うことを周知徹底すること